

市政情報

デマンドタクシーの乗降ポイントを更新します

市では市内の公共交通機関の空白区域の移動手段を確保し、利用者の利便性向上を図ることを目的に、市内全域で「東松山市デマンドタクシー」を運行しています。

4月1日(月)から次のとおり乗降ポイントを追加・廃止します。

【追加】

D-39	総合教育センター	松山
F-72	アイクリニック高坂	高坂
I-49	ドラッグストアコスモス石橋店	石橋

【廃止】

B-1	三菱UFJ銀行東松山支店	箭弓町
F-38	土屋医院	和泉町
F-58	峯医院	材木町
G-39	松の木歯科医院	東平

更新後の乗降ポイント一覧は市役所、各市民活動センターや乗車の際に配布を行っているほか、市HPでも公開しています。

※デマンドタクシーを利用するためには登録が必要です。また、乗車の際は登録者証を必ず提示してください。

☎地域支援課
☎21-1435
FAX22-7799



市HP



商店街空き店舗対策補助金

都市機能誘導区域の空き店舗を利用して新規事業を行う人に対して補助金を交付します。

対象者 出店地域の商店会へ加入する新規出店計画者、特定創業支援等事業による証明書の発行を受けた者
対象事業 次の事業のうち、2年以上の継続営業が見込まれるもの
・飲食料品小売業、飲食業(酒場やビアホールなどを除く飲食店)及び持ち帰り・配達飲食サービス業
※特定創業支援等事業による証明書の発行を受けた者は、業種の限定はありません。

補助対象経費及び補助金額

対象物件	対象経費	補助率	限度額
過去に事業の用に供された1階の施設	改修等経費	経費の1/2	60万円
	賃借料		90万円 (月額最大7万5千円×12か月)

※特定創業支援等事業による証明書の発行を受けた者に限り、1階以外の施設も可能等、条件と異なる場合があります。

※年度途中でも申請が予算額に達した場合は受付を終了します。

☎商工観光課
☎21-1427
FAX23-7700



市HP

南地区体育館窓口の受付範囲の拡大

4月から南地区体育館受付窓口で、体育館以外の体育施設の利用申請等ができるようになりました。

施設種別	受付時間
体育館	毎日 午前9時～午後8時
体育館以外	平日 午前9時～午後5時

☎文化まちづくり公社

☎24-6080
FAX24-9909



文化まちづくり公社HP

学生納付特例制度

国民年金加入中の学生が保険料を納めることが難しい場合、納付期限を延長する学生納付特例制度があります。

☎日本年金機構が対象校として定める大学(大学院)、短大、高等学校、専修学校及び各種学校に在学中で、本人の前年所得が一定額以下の人

特例が承認された場合

- ・10年以内であれば追納をすることができます。ただし、2年度を経過したものは加算金がつきません。
- ・追納をしなかった場合、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されませんが、年金額には反映されません。
- ・障害基礎年金又は遺族基礎年金を請求するときには、納付済期間と同様に扱われます。

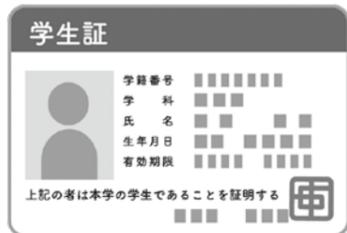
申請は毎年度必要です

申請は年度ごとになります。前年度に承認されて新年度も在学中の人には、日本年金機構から申請書(はがき形式)が送付されます。必要事項を記入し、郵送することで新年度の申請ができます。

ただし、学校が変わった人や申請書が届かない人は、保険年金課で申請してください。

☎学生証(写し可)又は在学証明書、年金手帳又は基礎年金番号通知書
☎川越年金事務所

☎049-242-2657☎049-245-8919
保険年金課☎21-1434☎23-0076



4月から国民年金保険料額が変わりました

令和6年度の国民年金保険料額は月額16,980円です。4月上旬に、納付書が日本年金機構から郵送されます。保険料を4月30日までに、現金で一括納付すると割引になる制度(前納)があります。

前納による保険料額

	本来の保険料額	割引額	前納による保険料額
6か月	101,880円	830円	101,050円
1年	203,760円	3,620円	200,140円
2年	413,880円	15,290円	398,590円

※2年前納については、令和6年度(16,980円)、令和7年度(17,510円)の保険料額に基づき計算しています。

※2年前納用の納付書を受け取るには、別途、川越年金事務所に申込みが必要です。

☎川越年金事務所
☎049-242-2657☎049-245-8919
保険年金課☎21-1434☎23-0076

空き家バンク制度

空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から提供を受けた空き家の情報を登録し、公開します。

空き家の利用を希望する人

登録されている空き家から利用を希望する空き家を選び、利用申込みをしてください。

空き家の売却や賃貸を希望する人

登録申請後、現地調査を行い、登録基準を満たした物件について、市HP等で情報発信を行います。
※空き家の登録は無料です。
※交渉、契約などは、協定締結団体の業者が行います。

☎住宅建築課
☎21-1464
☎24-8857



市HP

埼玉県都市ボートレース企業団のお知らせ

同企業団は、東松山市を含む15市で構成されています。競艇事業収益からの配分金は、貴重な財源となっています。

ボートレース開催日

4月1日(月)～3日(水)、4月7日(日)～12日(金)、4月19日(金)～24日(水)、5月1日(水)～6日(休)、5月9日(木)～14日(火)、5月30日(木)～6月4日(火)、6月8日(土)～11日(火)、6月14日(金)～17日(月)、6月20日(木)～23日(日)、6月26日(水)～30日(日)

☎戸田ボートレース場

☎埼玉県都市ボートレース企業団
☎048-823-8711

移住促進空き家利活用補助金交付制度

市内の空き家を有効活用し、市外から転入する人又は市外から転入する人に空き家を提供する人に対して、補助金を交付します。

対象者 ・空き家バンクの利用申込書を提出した人で、市外から転入して5年以上居住する意思がある人(空き家利用者)
・空き家バンクの登録の決定を受けた空き家所有者で、空き家利用者に空き家を売却又は賃貸する人(空き家所有者)

対象物件 ・市空き家バンクに登録し、売買又は賃貸借するもの
・昭和56年6月1日時点の耐震基準を満たすもの

対象事業 ・空き家利用者による、空き家の購入
・空き家利用者又は空き家所有者が発注する空き家のリフォーム工事

補助金額

対象事業	対象者	補助金の額	補助金限度額		
			基準額	加算額	
空き家の購入	空き家利用者	対象事業に要する費用の1/2以内の額	25万円	子育て世帯	5万円
				三世帯同居・近居	5万円
空き家のリフォーム工事	空き家利用者	対象事業に要する費用の1/2以内の額	20万円	子育て世帯	5万円
				三世帯同居・近居	5万円
	空き家所有者		20万円	市内事業所勤務者	5万円
				市内業者施工	5万円

※年度途中でも申請が予算額に達した場合は受付を終了することがあります。

☎交付申請書に必要な書類を添付し、住宅建築課へ。☎21-1464☎24-8857



市HP